

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について

令和7年9月4日  
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部  
環境省環境再生・資源循環局

この度、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部を改正する省令案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

## 記

### 1 意見公募の趣旨・目的・背景

食品循環資源の再生利用を促進するためには、食品関連事業者、再生利用事業者、特定肥飼料等の利用者である農林漁業者等の三者の連携を促し、安定的な取引関係を通じて安定的な物の流れが形成されることが重要であるとの観点から、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第19条において、これらの三者が共同で作成した再生利用事業計画の認定制度が規定されています。

現行の認定制度では、特定肥飼料等の利用により生産されたものを特定農畜水産物等として食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令（平成13年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「認定省令」という。）で定めることとしており、現在、認定省令で定められているものは特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物とその加工品とされています。（認定省令第4条）

特定肥飼料等の利用により生産されたものは、農畜水産物とその加工品のみではなく、例えば、肥料から生産される牧草や飼料作物から製造される飼料、飼料を給餌された家畜のふん尿から製造される肥料等もありますが、現在、これらの肥料等の利用により生産された農畜水産物及びその加工品は、認定制度の対象となっておりません。

事業者からこれらの農畜水産物及びその加工品についても認定の対象としてほしいとの要望があったことを受け、令和6年6月に食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会合同会合において審議した結果、現行の認定制度の目的に照らして適当であると判断し、これらの工程を追加した再生利用事業計画についても認定ができるよう認定省令の改正を行う旨、合意されたところです。

これを受け、特定肥飼料等を利用して製造された肥飼料等の利用により生産された

農畜水産物及び加工品も特定農畜水産物等として、再生利用事業計画の認定制度の対象とする必要があることから、国民の皆様から広く意見を募集いたします。

## 2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- (1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載  
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)
- (2) 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課において配布

## 3 意見・情報の提出方法

- (1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合  
「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。
- (2) 郵送の場合  
以下担当まで送付してください。  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品リサイクル担当

## 4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。  
電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。  
提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。個人情報、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために任意で記入をお願いするものです。  
また、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

## 5 意見・情報受付期間

令和7年9月4日～令和7年10月3日  
(郵送の場合も締切日必着とします。)

## 6 公示資料

・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部を改正する省令案について